

令和3年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

令和3年3月3日（水曜日）

議事日程 第1号

令和3年3月3日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 町長施政方針
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度玉村町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第 8 議案第 1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 玉村町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 3号 玉村町手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 4号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 5号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 6号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 7号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第 8号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 9号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 玉村町小口生活資金貸付条例の廃止について
- 日程第18 議案第11号 令和2年度玉村町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第19 議案第12号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第13号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第14号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議案第15号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 2 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 2 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 3 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 3 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 3 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 3 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 3 年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 町の区域内の字区域の変更について
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 3 7 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

欠席議員（1人）

5番 渡邊俊彦君

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
--------	-----	----------------	-----

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

傍聴人には、傍聴ご苦労さまでございます。傍聴人は議事についての可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードにしてください。

令和3年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まり、感染防止への一筋の光が見えてきました。一日も早く全国民にワクチンが行き届き、感染症が終息することを願うものであります。

さて、令和3年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、令和3年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会后には、町長から令和3年度の玉村町の町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、併せて施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますよう願うところであります。

また、今定例会には9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、会期長き定例会となりますので、体調には十分留意され臨まれますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。



○表彰の伝達

◇議長（三友美恵子君） ここで、開会の前に表彰の伝達を行います。

去る2月9日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会において、備前島久仁子議員が町村議会議員15年以上在職者として全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。

また、併せて群馬県知事から感謝状が授与されましたので、ここでその伝達を行います。

備前島久仁子議員、演台の前にお進みください。

〔12番 備前島久仁子君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

群馬県玉村町 備前島 久仁子 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた

その功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和3年2月9日

全国町村議会議長会会長 松尾文則

〔拍手〕

感謝状

備前島 久仁子 殿

玉村町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地方自治の振興に寄与されました。

ここに深く感謝の意を表します。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

〔拍手〕

◇議長（三友美恵子君） それではここで、全国町村議会議長会自治功労者表彰及び群馬県知事からの感謝状を授与されました備前島議員よりご挨拶をいただきたいと思います。

備前島議員、お願いいたします。

〔12番 備前島久仁子君登壇〕

◇12番（備前島久仁子君） 今日は令和3年3月3日の桃の節句であります。何とよき日でしょうか。このよき日に議員在籍15年の表彰をいただくことができ、大変光栄に感じております。町長をはじめ執行の皆さん、同僚議員の皆さん、後援会の方々、そして何より家族に感謝を伝えたいと思います。

私は高崎市下滝町で生まれて18歳まで育ち、大学と、その後は東京の出版社で編集や記者としてマスコミで仕事をしていましたので、15年ほどを東京で暮らしましたが、上毛新聞の出版部の仕事をする機会があり、27年前から玉村町に住んでおります。その頃の玉村町は、転居者が増えて子供たちがあちこちで遊んでいる活気のある町でしたが、ここで子育てをしてみると、公共施設にはまだ赤ちゃんと一緒に入れるトイレがなく、赤ちゃんのおむつを替える場所もありませんでした。ベビーカーを押して散歩に出れば、ベビーカーの小さな車輪が歩道に設置されているグレーチングに挟まってしまうこともあり、子供を産んで育てる環境はまだまだ改善できるのにとこの思いが後に議員に立候補する力になりました。

世界では貧困や生活苦が日常にあり、学校に通っていない子供たちも多くいます。水道の水が飲め、水洗トイレがある、毎日お風呂に入って、衛生的に暮らせる日本のような国民ばかりではありません。日本はインフラが整備されていて、快適な生活が送れるけれども、その反面、心を病んでいる若者が多い国でもあります。子供たちが希望を持てる国、日本を自慢できる国民があふれる国、それを担うのは政治の力です。困難があっても、人生そう捨てたものではない、何とかなると思える社会を創らなくてはなりません。若者には生きる力を、生き抜く力をつけてほしいと感じています。

最後になります、地方創生が進められる中で、地方議会の果たす役割もとても重要になってきております。町を元気にするために未来を考える議会になれば、その一端を担いたいと考えております。

今日はありがとうございました。（拍手）

◇議長（三友美恵子君） この際ですので、議会を代表してお祝いを申し上げます。

備前島議員におかれましては、玉村町議会副議長としての重責を担われ、そのご尽力に深く感謝申し上げます。今後とも議会のさらなる充実のため、公平公正な立場で、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

今後とも健康には十分留意され、引き続き住民の負託に応えるためご活躍されますことを期待申し上げます。お祝いのご挨拶といたします。誠におめでとうございます。

表彰の伝達を続けます。

去る2月16日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、宇津木治宣議員が議会議員23年以上の在職者として表彰されましたので、その伝達を行います。

宇津木議員、演台の前にお進みください。

〔11番 宇津木治宣君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 宇津木 治 宣 殿

あなたは永年にわたり議会議員としてよくその職責を遂行され地方自治の振興発展に寄与された功績は誠に顕著であります。

よってここに特別表彰いたします。

令和3年2月16日

群馬県町村議会議長会会長 仲 澤 太 郎

〔拍 手〕

◇議長（三友美恵子君） それでは、ここで、群馬県町村議会議長会より表彰されました宇津木議員よりご挨拶をいただきたいと思っております。

宇津木議員、お願いいたします。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） ただいまは群馬県議長会から23年勤続の表彰状を頂きました。本当にありがとうございます。

私は玉村町の中で自営業として持ち帰りのすしと弁当の店を何年か営んでおりました。そういう商業活動が続ける中で、その広域幹線道路が高盛土になるということで、これはおかしいのではないかと。通り過ぎる町になってしまうよということで仲間と相談し、それはやめたほうが良いという運動をしました。その中で政治に深く関心を持つようになり、仲間から推されて、町議会議員に立候補しないかということで推されて、夢中で立候補して、何とか当選をした、これが23年前の話です。

その後、執行の皆さんや同僚議員の皆さん、そして地域の皆さんの応援をいただいて、あっという間に23年の月日がたちました。その中には、合併問題とか、大変町を二分する厳しい議会活動もあったわけですが、皆さんと力を合わせて、困った人を助けるという政治信念の下、議会活動を続けてきました。10年前には、皆さんに推されて議長もさせていただくことができました。

今後とも初心を貫いて議会活動を続けていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

◇議長（三友美恵子君） この際ですので、議会を代表してお祝いを申し上げます。

宇津木議員におかれましては、議員在職23年以上という長きにわたり、その中で議長も経験され、地方自治の発展と住民福祉の増進のためにご尽力いただきましたことが認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございました。

以上をもちまして表彰の伝達を終わります。



○開会・開議

午前9時15分開会・開議

◇議長（三友美恵子君） 開会いたします。

渡邊俊彦議員は今定例会は欠席です。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番小林一幸議員、2番新井賢次議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告申し上げます。

令和3年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細については、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月18日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、31議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、陳情1件の付託を行います。

続いて、町長から令和3年度の施政方針が示されます。

次に、承認第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第1号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第2号から議案第10号までの9議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第11号から議案第17号までの令和2年度補正予算関係7議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第18号から議案第24号までの令和3年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

続いて、議案第25号から議案第29号までの5議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、同意第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、休会とします。

日程3日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程4日目、5日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程6日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程 8 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 4 人です。

日程 9 日目は、休会とします。

日程 10 日目は、中学校卒業式のため休会とします。

日程 11 日目、12 日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 13 日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程 14 日目は、引き続き予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程 15 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 16 日目は、最終日となり、午前 11 時から議会運営委員会が開催され、午後 1 時 30 分から全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第 1 号について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第 18 号から議案第 24 号までの 7 議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長より開会中における所管事務調査報告と閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 3 年玉村町議会第 1 回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 3 月 18 日までの 16 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 3 月 18 日までの 16 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和3年2月4日木曜日、午後1時半から午後2時50分。

場所、全員協議会室。

本委員会は、2月4日、委員全員参加の下、所管する総務課の当面の課題についての調査を行いましたので、報告いたします。

調査項目、公共施設個別施設計画（建物）の策定状況について。平成29年3月に玉村町公共施設等総合管理計画を策定し、その計画に基づいた公共施設個別施設計画を現在策定中であるため、策定状況等を調査する。

調査経過。まず、策定の背景ですが、2012年（平成24年）12月2日、約9年前ですが、山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線笹子トンネルの天井板のコンクリートが約130メートルの区間にわたって落下し、走行中の車複数台が巻き込まれて、9名の命が失われました。多くの方が被害に遭ったわけですが、原因としては、私が記憶しているのは、天井にコンクリートを取り付けていた接着剤の剥がれだというふうに記憶しています。接着剤も当初の強度は十分あったと思われませんが、それが時間が経緯するとともに接着強度が落ちたということで、大きな事故になったということです。

次のページお願いいたします。この笹子トンネルの事故を契機に社会インフラの老朽化対策が喫緊の課題として強く認識されるようになり、国から指示が出ました。まず、インフラ長寿命化基本計画を策定するというところですが、あと、個別計画という話が出たのですが、あと総務大臣から公共施設等総合管理計画の策定の要望が出ました。

それに基づいて計画を実行してきたわけですが、次の右のページに、まず玉村町公共施設等総合管理計画がありまして、その下に個別施設計画というのがあるというのを見ていただければ分かると思います。

具体的に、では玉村町にどのような公共施設があるかということが次のページに載っているのですが、⑥番です。玉村町の公共建築物の状況ということで、全体で78施設があります。

その中で今回対象となったのはどういうものかというのが⑦番目、個別施設計画の対象とする公共建築物ということです。まず、直近10年で更新が必要なものです。次に、個別施設計画が策定されていないもの、学校施設だとか公営住宅、クリーンセンター、消防団詰所については策定中または策定済みなので、対象外といたしました。次に、今後も継続して使用していくもの、床面積が100平方メートルを超えるものということで公共物を選定いたしました。その結果として、ここに書いてある15施設が対象となりました。

⑧、老朽化、劣化状況の実態調査ということで、良好なもの、10年ぐらい、あと5年ぐらいに対策しなければいけない、すぐに対策が必要だということで、こういった形でそれらの建築物を評価い

たしました。

その結果として、⑨番目ですね、対象施設の今後10年間の実施計画というのがここに表がありますが、こういったもので計画を立てました。

次に、考察なのですが、今お話ししましたこと、ほとんど書いてあるのですが、後半のところだけちょっと読んでみたいと思います。

計画の策定としては、過去集中的に造られた建物、インフラが老朽化していること、財政状況が年々厳しくなり、公共施設に充てられる財源が減少してきていること、人口減少等により既存の公共施設等に対する需要が変わってきたことなどが挙げられます。

公共施設は造る時代から計画的な保全措置により維持管理し、長寿命化を図り使用していく時代に入ってきたと言える。そのため今回の個別施設計画は重要なものであり、確実に実施することを望む。なお、他の個別計画やインフラ計画との整合性もあるため、それらを考慮して実施することが必要と考えます。以上、所管事務調査といたします。

終わります。

◇議長（三友美恵子君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 原 利幸君登壇〕

◇民生文教常任委員長（原 利幸君） それでは、民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和3年1月15日金曜日、午前9時から午前11時18分。

場所、全員協議会室、それから玉村町社会体育館を視察しております。

本委員会は、1月15日、所管する生涯学習課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、社会体育館の長寿命化について。生涯学習課。

調査経過です。社会体育館は、昭和58年、あかぎ国体の柔剣道会場として建設された施設である。現在総務課において、玉村町公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定中で、生涯学習課のスポーツ振興室において社会体育館改修の実施設計を行っています。建設から39年が経過し、老朽化に伴う長寿命化改修工事を令和3年度に計画しています。財源としては、令和3年度が最終年となる公共施設等適正管理推進事業債を活用したいと考えているようです。この起債は充当率90%、財政力によって30%から50%が交付税措置されるものである。

社会体育館は老朽化により至るところに傷みが見られる状態であり、昨年度には社会体育館の大規模改修調査を実施しました。今年度はその調査報告に基づき、長寿命化を図るための大規模改修工事実施設計を行っています。この改修工事により、それぞれの設備等の耐用年数は違うが、今後20年

使用することを目標としている。

以下の改修工事の概要で、総額は税込み4億円であるということです。

その後、その改修工事の概要というのが8ページにわたりまして表になっておりますが、これはそれぞれ後で読んでください。

考察になります。玉村町公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年度に社会体育館の長寿命化改修工事を実施するとの説明ではあるが、予算措置が十分ではないため、空調設備を諦め、利用者の多いトレーニング室のマシン類は老朽化したまま利用するというものである。利用者の視点からも大変中途半端であると言わざるを得ない。

新型コロナウイルス感染拡大により、住民生活は厳しさを増す一方であり、このような中、多額の税金を投入する事業は、殊さら実施を考慮すべきと考える。令和3年度までに限り発行できる公共施設等適正管理推進事業債を財源として活用する必要があるとの説明であったが、利用者の視点から見て改修内容に不足する点がないか、また今が最適な時期なのか慎重に検討する必要があると考える。長寿命化の工事については、実施時期と内容等を住民に対し十分に説明責任を果たすことを求めます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（三友美恵子君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、本定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和3年3月3日

玉村町議会第1回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	3. 1. 29	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	前橋市本町3丁目9-10 群馬県労働組合会議 議長 五十嵐 弘幸	総務経済 常任委員会

◇

○日程第6 町長施政方針

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和3年度の施政方針を報告させていただく前に、一言ご挨拶申し上げます。

昨年2月1日に玉村町長に就任し、1年あまりが経過いたしました。町長就任後間もなく新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し始め、4月には日本全国に緊急事態宣言が発令されました。その後、5月末には一時収束の兆しが見え、緊急事態宣言は解除されましたが、年末には再度感染が拡大したため、1月に首都圏や感染者数が増加している地域を中心に2度目の緊急事態宣言が発令されました。これにより感染者数は減少傾向となり、一部の地域では緊急事態宣言は解除されましたが、首都圏ではいまだ緊急事態宣言が継続されており、7日に解除期限を迎えますが、解除は慎重に判断すべきだとの専門家の意見も出ており、まだまだ終息とはいかない状況です。まさに新型コロナウイルスに翻弄された1年となりました。

こうした中、ようやく日本国内においても2月14日にファイザー社の新型コロナウイルスワクチンが承認され、17日から医療従事者に対して先行してワクチン接種が始まりました。日本の医療史上最大のプロジェクトとも言われる今回のワクチン接種は、いまだに供給の規模や時期等が不透明で、副反応も懸念されておりますが、その効果には大きな期待が寄せられており、長いトンネルの先に光が見えてきているような気がします。

今後は国のワクチン接種スケジュールに基づき、町民の皆様にごできるだけ速やかにワクチン接種が行えるよう、国や県等の動向を注視するとともに、医師会や医療機関等とも連携を強化しながら着実に接種体制の整備を進めてまいりますので、議員各位には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、このところ全国的にも山火事など火災が相次いでおり、町内においても2月には南玉の飲食店が全焼となり、3月1日にも五料の廃材置き場の廃プラスチック等が燃える火災が発生しました。乾燥注意報も出され、3月1日からは春の火災予防運動も実施されておりますので、感染症予防とともに火の扱いについても用心を呼びかけていきたいと思っております。

さて、このたび、備前島久仁子副議長におかれましては、全国町村議会議長会における自治功労者表彰及び群馬県知事感謝状を受賞されました。また、宇津木治宣議員におかれましては、群馬県町村議会議長会における特別表彰を受賞されました。お二人には長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。今後ともます

まずご活躍されますことをご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

それでは、令和3年度施政方針を申し上げます。

令和3年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和3年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私が町長に就任してから、早いもので1年がたち、2年目の春を迎えました。この間、町政運営に際しましては、町民並びに議員の皆様方に、多大なるご指導と、温かいご支援、ご協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

そして、新年度を迎えるに当たり、改めて初心に立ち返り、心新たに町民本位の町政運営に一層邁進していく決意と覚悟とともに、ポストコロナの新しい時代に向けたまちづくりに本格的に動き出すときであるという思いを強く抱いているところであり、その実現に向けて、不退転の決意で、全身全霊で取り組んでまいり所存でありますので、重ねて、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、この1年を振り返りますと、世界が新型コロナウイルス感染症の脅威に翻弄され、国民生活にも甚大な影響を与えた年でありました。

歴史の教科書に大きく紹介されるであろう、この時代を、私たちは今、まさに現在進行形で経験しており、人々は、今なお、将来への不安と恐怖のどん底にある中で、見えない敵とずっと闘い続けている状況下にあります。

小中学校の一斉休校、東京オリンピック・パラリンピックの延期、感染者の急増、緊急事態宣言、飲食店の休業要請など、誰もが予想しなかった事態に、本町においても、「ニューノーマル」として、手洗い、うがい、手指消毒、マスクの着用や3密回避、ソーシャルディスタンスの確保など基本的な感染防止対策の徹底を町民に要請するとともに、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、これまでに、感染拡大防止対策をはじめ、低所得世帯への支援はもちろん、子育て世代や事業者向けの施策を中心に、町民生活や地域経済回復のための後押しをしてきました。

こうした社会経済環境の変化に対応していくことは、町民の皆様方にとっても、多くの不便が強いられるものでしたが、戸惑い、もがきながらも受け入れ、懸命に立ち止まることなく、新しい生活様式を取り入れるとともに、町の要請にも応えていただきました。

また、同時に、多くの行事やイベントも、やむなく中止や延期を余儀なくされるものでありましたが、私としても、本来であれば、数多くの事業に参加させていただき、特に、イベントを主催する町民の皆様方の熱意、あるいは参加される方々の元気を対話の中で感じ取り、そこから芽生えた取組を今後に生かし、未来に希望が持てるまちづくりにつなげていきたいと考えておりました。

本当に悔しく、大変残念な思いでいっぱい1年でありました。町民の皆様方も同じ思いであったのではないかと考えております。

そうした思いを胸に、コロナ禍で閉塞感が漂う今こそ、コロナ収束後の社会を見据えた本町の価値を再認識し、「未来に希望をつなぐまちづくり」の実現に向けて、各般の施策を力強く推し進めていくことを約束し、町政運営に当たっていききたいと思っております。

それでは、令和3年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

まず、令和3年度は、「第6次玉村町総合計画」の初年度となることから、町が目指す新たな将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けたスタートを切る重要な年度となります。

したがいまして、令和3年度の町政運営に当たりましては、町が目指す新たな将来像を実現するため、これからのまちづくりの柱となる「6つの重点目標」を推進するとともに、直面する喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応については、「町民の命と暮らし」を守ることを最優先に、感染拡大防止をはじめ、町民生活や地域経済を一日も早く回復するよう取り組んでまいります。

一方、令和3年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う税収等の落ち込みにより、財源確保が極めて厳しい状況の中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、これまでの行政サービスの水準を下回ることのないよう、実質的に同水準を確保することを基本とした予算編成を行いました。

重点施策としましては、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」はもとより、激甚化し、頻発化する自然災害への対応として、「防災・減災に町民と行政が一丸となって取り組む強靱なまちづくり」を強力に推進するほか、人口減少・少子高齢化の進展に伴う長寿社会を見据えた「全世代型の地域福祉の推進」及び「賑わいを創出する未来への投資」、さらに、子育て世代が多く住む本町として、「安心して子どもを産み育てられる環境整備の推進」及び「子どもたちの学びを保障する教育環境の整備充実」に加え、「地方創生・総合戦略」の全7分野に、予算の重点配分を行いました。

その結果、一般会計予算の総額は、117億円、対前年度比7.3%の増加となり、厳しいながらもウィズコロナ、アフターコロナを見据えた「未来に希望をつなぐ予算」として編成を行いました。

また、国民健康保険特別会計をはじめとする4つの特別会計の予算総額は、63億1,370万3,000円、水道事業会計及び下水道事業会計の2つの企業会計の予算総額は、26億5,343万5,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、対前年度比3.3%増の206億6,713万8,000円となりました。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。

なお、本町を取り巻く財政状況は、令和元年度の決算において、8年ぶりに実質単年度収支が黒字となり、経常収支比率についても改善傾向に転じましたが、依然として高率を示していることには変わりなく、少子高齢化の進展や子育て支援環境の充実に伴う社会保障関連経費の増大、公共施設の老朽化への対応などに加え、現下の新型コロナウイルス感染症対策により、財政の硬直化は喫緊の課題となっております。

当面の間、新型コロナウイルス感染症への対応に多額の財政支出が予想されますが、地域の暮らし

と経済の維持・再生なくして玉村町の未来はあり得ないことから、コロナ収束と経済再生に向けて、状況が許す限り、躊躇することなく必要な財政支援を行い、全力を尽くす覚悟で臨んでまいります。

そして、コロナ収束後の地域社会を展望するとき、人口減少時代を前向きに捉え、東京から100キロメートル圏内の玉村町を輝かせながらグローバルに視野を広げて、この豊かな町土全体を生かし切るこの中から、我が町の新しい道が開けるものと考えております。

したがって、新年度では、小さくとも町が存立し続けるための田園回帰や交流・関係人口の受け皿として、価値ある先進的な地域社会づくりのための魅力ある施策を積極的に推進し、コロナ禍に踏みとどまることなく、スピード感を持って諸施策に取り組んでまいります。

それでは、令和3年度から新たにスタートする「第6次玉村町総合計画」の「6つの重点目標」に沿って、主な取組についてご説明いたします。

まず、第1に、重点目標①として、「「わざわい」から生命と財産をまもる」について、ご説明申し上げます。

初めに、直面する喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応です。

現在、その真ただ中にある新型コロナウイルス感染症パンデミックの克服に向けて、全国的に医療従事者等へのワクチン接種が始まっているところでありますが、本町においても2月に人事異動を行い、ワクチン接種が可能となり次第、円滑な接種が行えるよう体制を確保し、準備を全力で進めております。

そうした中、新年度では、コロナ禍で多くの不安やストレスを抱え、日々頑張っている町民の皆様の期待に応えるため、立ち止まることなく、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組むとともに、安心して過ごせる日々を取り戻すため、町民全ての皆様を対象に新型コロナウイルスワクチンの接種を行ってまいります。

また、マスクや消毒剤等の基本的な感染防止対策の備えを行うとともに、万一、感染者が発生した町内事業者が行う施設内の消毒や除菌対応等の緊急安全対策に必要な費用について支援を行ってまいります。

町内事業者の支援では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する緊急経済対策資金として制度融資を行うとともに、会食による感染リスクの高まりや営業自粛等により町内飲食店が深刻な影響を受けていることから、店舗内の感染防止対策や販路拡大・情報発信強化など、営業努力を行う事業者を積極的に支援してまいります。

さらに、新型コロナウイルスに対する忌避意識から、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受ける事案が多発していることから、「STOP！コロナ差別対策運動」を実施するとともに、感染拡大の影響により、内定取消しとなった学生や離職者等を優先に、会計年度任用職員として緊急雇用を行ってまいります。

加えて、コロナ禍で広がる子供の産み控えの対策とともに、子育て世代の経済的負担を軽減するた

め、「出産子育て応援特別給付金」として、新生児1人当たり5万円を支給してまいります。

なお、先般、国の第3次補正により、各自治体が、引き続き地域の実情に応じてきめ細やかな取組を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の配分が示されておりますので、感染防止対策をはじめ、町民生活や地域経済を支援する取組について、現在、実施計画を作成しているところであり、準備が整い次第、速やかな事業執行ができるよう、新年度の補正予算にて対応していきたいと考えております。

次に、防災・減災対策及び消防体制の充実です。国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて「国土強靱化基本計画」を策定し、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、国土強靱化に向けた諸施策を推進してきました。

また、群馬県においても、国基本計画との調和を保ちながら、「群馬県国土強靱化地域計画」を策定し、県として国土強靱化の推進に取り組んでおります。

本町においても、大規模な自然災害等から「町民の生命と財産」を守るとともに、被害の低減を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、「玉村町国土強靱化地域計画」を策定しているところがございますので、新年度から、これらの計画に基づいた諸施策に積極的に取り組んでまいります。

まず、頻発化し激甚化する大規模な自然災害に柔軟に対応するため、地域防災力の向上を目的に策定された「玉村町消防団再編実施計画」の第1期再編として、第9分団及び第10分団の統合を行うことから、玉村内科クリニック跡地に統合後の活動拠点となる新たな詰所の建設に着手してまいります。この詰所は、2階建ての建設を予定しており、防災倉庫の併設や女性用トイレを設置するなど、地域住民による自主防災組織の活動拠点としての利用も想定し、防災機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、各避難所施設における防災備蓄倉庫の充実を図るため、防災用非常食や資機材等の備蓄品の更新や拡充を行うとともに、これまで設置のなかった南小学校に新たに防災備蓄倉庫の整備を行い、避難所機能の強化を図ってまいります。

一方、水害対策では、さきの台風19号を教訓に、内水氾濫が発生した上福島及び五料地内の被災地周辺に河川監視カメラを設置し、自らの判断で避難行動を取るための情報提供として、24時間監視体制による映像情報を一般公開しているところではありますが、新年度では、新たに五料地区における矢川樋管流末の浸水被害低減を図るため、樋管動力用電柱に電源コンセントを設置し、水害発生が想定される際には、事前に大型排水水中ポンプを手配し、迅速な排水作業ができるよう万全を期してまいります。

さらに、パソコンや携帯電話・スマホなどの端末を持たない高齢者等情報弱者への災害時における情報伝達手段として、固定電話による情報伝達や安否確認を行うことができる「災害情報一斉伝達・収集システム」を導入するとともに、災害現場から災害対策本部への現地災害情報の伝達や消防団等の災害活動時の連絡手段について、現在の移動系防災行政無線から、よりよい通信環境が得られる防

災 I P 無線に切り替えを行うなど、「防災・減災に町民と行政が一丸となって取り組む強靱なまちづくり」を推進してまいります。

次に、防犯体制の充実では、防犯カメラや LED 防犯灯の適切な維持管理のほか、地域における自主防犯組織の活動を積極的に支援し犯罪抑止を図るとともに、依然として高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などの犯罪が後を絶たない状況にあることから、特殊詐欺等被害防止対策として、防犯機能を備えた電話機等の購入助成を引き続き行ってまいります。

次に、交通安全対策の充実です。群馬県においては、交通事故の被害軽減を目的に、この 4 月から自転車に乗る際のヘルメット着用を県民の努力義務とする条例改正を行いました。本町においても、中高校生の自転車事故が全国ワーストワンである県内の状況を踏まえ、不幸な事故を招かないよう交通安全教室開催等による普及啓発に努めるとともに、地元区から要望が高いカーブミラーの設置や更新等を計画的に行い、交通安全施設の充実に努めてまいります。

また、高齢ドライバーによる交通事故の未然防止を図るため、65 歳以上の高齢運転者を対象に運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。

続きまして、第 2 に、重点目標②として、「子どもを育て未来をつくる」について、ご説明申し上げます。

まず、子育て支援環境の整備充実です。かつては、県内で子供の数の割合が最も多い市町村であった本町も、少子化の進展により下降が続き、女性が生涯に産む子供の数の推計を示す合計特殊出生率についても、国や県の平均をはるかに下回り、令和元年度では、県内平均の 1.40 に対して、本町では、県内 35 市町村のうち 21 番目の 1.19 と低い水準になっております。近年では、よく若い世代の結婚離れが起きていると耳にします。若者たちの生き方が多様化しているのも理由に挙げられますが、経済的理由により将来に不安を覚え、結婚に踏み切れないカップルが多いのも事実です。

こうした状況から、子供を産みたいというカップルや女性を増やし、また子供を産み育てやすい環境を整えることこそが、人口減少に歯止めをかけ、財政健全化を図っていくための近道だと考え、引き続き、「親が働きながら子どもを安心して産み育てられる環境づくり」を進めてまいります。

本町では、これまでに、子育てしやすい環境づくりのため、保育所及び放課後児童クラブの待機児童解消対策として、新規保育所の誘致や余裕教室を活用した学校施設内での放課後児童クラブ開設により受け皿の整備を進めてきました。この 4 月からは、新たに民間事業者による「にしきの保育園よろくぶ」が開園する運びとなっております。

そこで、新年度では、子育て支援のさらなる充実として、国の基準では幼児教育・保育無償化制度の対象とはならない保育所、幼稚園等の「第 2 子の保育料及び副食費」を無償化し、子育て世代の経済的な支援を積極的に行うことで、子供をもっと持ちたいと望むカップルの希望をかなえるとともに、広く若い共働き世代の転入や定住を促進し、近隣市からの移住定住にも期待しているところであります。

また、子供の貧困対策では、子ども食堂や学習支援に取り組む民間活動を積極的に支援するとともに、独り親家庭の小学生児童を対象とした無料学習支援を引き続き実施し、町の未来を担う全ての子供たちが笑顔で夢と希望を持って健やかに成長できるよう支援してまいります。

児童虐待問題では、依然として深刻な虐待事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題となっているため、見守り体制を強化し、問題を抱えている子育て世帯への迅速かつ適切な支援を行ってまいります。

さらに、「国際教育特区」である本町の魅力を高めるため、民間事業者を含めた町の保育所や幼稚園等において、子供たちが外国人講師と楽しく遊びながら英語に親しむ機会を提供し、子供の頃から英語に触れる環境の底上げを図ることで、保育の質の向上及び英語教育活動の充実に努めてまいります。

なお、小中学生の給食費一部免除、ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児預かり利用料の一部助成など、引き続き子育て世代の負担軽減を図り、経済的な子育て支援を充実することで、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

次に、子供を産み育てやすい環境づくりでは、妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談に応じ、出産後間もない時期の産婦に対する支援強化をはじめ、母親の育児不安の解消や産後鬱の予防、新生児への虐待予防など、母子に対する心身のケアや育児サポート全般について、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点として、「子育て世代包括支援センター」のさらなる充実を目指すとともに、新年度では、陣痛が始まった妊婦の方を対象に、病院までの緊急的な公共交通手段の確保対策として、タクシーを利用した際の料金について支援を行うなど、これまで以上に子育て世代の支援充実を図ってまいります。

今後においても、子育て世代の育児と仕事の両立をサポートする切れ目のない支援により、本町の子育て支援に対する魅力を高め、若い世代を町に呼び込み、子育て世代から「住みたいまち」として選ばれる環境づくりを進めてまいります。

次に、教育環境の整備充実です。新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、教育を取り巻く環境は大きく変化し、今回の感染拡大のような事態が生じて、学びの継続を確保できるオンライン教育のニーズが高まりました。

そのような状況を受け、本町では、「児童生徒の学び方改革」を一層推進するため、国が進めるGIGAスクール構想実現に向けた取組として、本年度、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を行ったところでございます。したがって、これからの時代に不可欠となる情報端末の活用に必要なデジタル教材等の充実を図るとともに、コロナ禍で再び休校になっても学びを保障できるオンライン環境の体制整備を充実させ、新たなICT教育活動を実践してまいります。

一方、教員の多忙化解消対策として、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ及び中学校における運動部活動指導員の配置を継続し、学校現場の働き方改革を推進するとともに、教

員の大量退職が続く、ベテラン教員が減少することに加え、コロナ禍で子供たちとの向き合い方にも難しが増す中、教員の人材育成をサポートし、本町の教育発展と充実を図るため、教員としての豊富な経験を有し、幅広い教育的知見を持ったアドバイザー「キャリア・サポート・スタッフ」を新たに配置してまいります。

なお、国においては、公立小学校の学級編制を今後5年間で、全ての学年において35人に引き下げることにしました。一方、群馬県においては、これまでに「さくらプラン」や「わかばプラン」など、独自に少人数学級化を進めてきました。新学期を迎えるに当たり、その政策をさらに前進させ、国に先駆けて、小学校1、2年は30人、4年から中学校3年までを35人学級として、感染症対策も念頭に置きながら、教室内でのソーシャルディスタンスの確保を踏まえた上で、1人1台の情報端末を用いた学習を本格化し、きめ細やかな指導体制を整えることで、ICT教育活動の学習効果を高めていくことにしました。本町においても、これを好機と捉え、少人数指導たまむらプランの補助教員との組み合わせにより、これまで以上にきめ細やかな学習指導体制の充実を図ってまいります。

また、小中学校では、日本語の習得が必要な外国籍の子供たちの増加に伴い、日本語教室の拠点を小学校のみならず中学校にも拡充し、きめ細やかな指導の充実を行っておりますが、県立女子大生との連携を強化するなど、子供一人一人の状況に応じた適切な支援体制の充実を図ってまいります。

不登校の問題では、ふれあい教室による一人一人の気持ちに寄り添った教育支援を行うとともに、通級教室では、特別な支援を要する子供たちの増加に伴い、小学生は玉村小学校、中学生は玉村中学校に拠点を移し、幼児・児童・生徒の発達段階に応じたきめ細やかな指導及び支援の充実を図ってまいります。

さらに、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育の拠点校として、上陽小学校に新たな特別支援学級を新設し、肢体不自由の子供たちが障害の有無に関わらず、共に教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育を推進してまいります。

次に、青少年の健全育成では、関係団体と連携し、野外活動や奉仕活動の体験活動を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図ってまいります。

続きまして、第3に、重点目標③として、「元気に年を重ねられる町をつくる」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉の充実です。住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせる社会を実現するため、共に支え合い、助け合う仕組みづくりと地域の課題を地域で解決する仕組みをさらに発展させ、「地域づくりの担い手の育成」や「地域活動に参加しやすい環境づくり」などを積極的に進め、「地域包括ケアシステムの構築」を着実に推進するとともに、8050問題やダブルケア問題など複雑化する家庭環境の課題解決にもしっかりと対応し、「全世代型の地域福祉の推進」を図ってまいります。

また、各種福祉サービスの利用に当たり、様々な理由で支援を必要とする人が、自分に合った福祉サービスを探し、選び、利用するためには、分かりやすい情報が提供されることが必要です。困った

ときの相談先は、多くの人が家族や親族を挙げると思いますが、今後も独り暮らしの高齢者や高齢者世帯はますます増加し、身近に相談相手のいない人が増えることが懸念されます。一方、若い人の中でも、子育ての心配事をどこに相談してよいか分からない人も多く見られます。このような複雑多様化した福祉ニーズに対応するためには、相談から総合的なサービスの手続までの流れが確立された体制づくりが必要となりますので、各分野において、スムーズな対応、引継ぎが行われるよう、ワンストップサービス体制の確立に努めてまいります。

そうした背景を踏まえ、新年度では、地域福祉計画に基づいたコミュニティソーシャルワーカーの配置を拡充し、総合相談窓口の一層の充実を図るとともに、DET研修の開催や地域におけるアウトリーチ活動をより活発化し、ローラー作戦による見守り強化など、地域共生社会の実現に向けた誰一人取りこぼさない「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築してまいります。

さらに、町内におけるフードバンクやフードドライブの取組が広がっていることから、NPO法人との連携により、食品ロスの削減を図るとともに、地域福祉の増進のため、様々な理由で食糧支援が必要となる生活困窮世帯等に対するフードバンク事業を展開してまいります。

次に、高齢者福祉の充実では、これからの長寿社会・人生100年時代を見据え、「いつまでも健康でいられるまちづくり」を目指し、生涯にわたり元気で生き生きと安心して暮らすことができるよう、高齢者の健康寿命の延伸や日常生活への支援をはじめ、あらゆる世代の活躍の場づくり、多様な就労機会の確保、健康の保持・増進のための健康づくりの環境整備、フレイル予防、地域の支え合い・助け合い、社会参加の促進など、地域ぐるみによる健康長寿に向けた取組の推進を図ってまいります。

とりわけ、団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築では、その核となる「地域包括支援センター」が、現在、3か所で、地域の相談窓口として、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートしており、今後も引き続き地域における医療・介護などの関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が行われるよう支援してまいります。

また、長寿社会においては、健康長寿に向けて、要支援・要介護状態とならないように高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する場を提供するなど、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進していく必要がありますので、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」をはじめ、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、「ふれあいの居場所づくり」における多種多様な活動を積極的に進めてまいります。

なお、「ふれあいの居場所づくり」では、住民同士が支え合う絆の深い地域とするために、自宅から歩いて行ける身近な場所で、35か所の設置を目指して、交流の拠点づくりを積極的に進めてきましたが、本年度には、これまでの24か所から26か所まで設置が広がり、地域力が高まっていますので、全ての地域において取組が進むよう支援してまいります。

さらに、地域支え合い活動を推進するため、協議体の活動が、地域社会全体の取組として、より広

がり、より充実したものとなるよう積極的に支援するとともに、認知症の予防と支援を推進するため、たくさんの認知症サポーターや健康サポーターを養成し、町全体で介護予防及び普及啓発活動に取り組み、一人暮らしになっても、認知症になっても、安心して暮らせる高齢者に優しいまちづくりを進めてまいります。

次に、障がい者福祉の充実です。高齢化の進展は、障がいのある人と、その家族や介助者にとっても切実な問題となっており、日常生活の中で、本人の健康管理と介助者がいなくなった場合の生活不安の解消も取り組むべき課題であり、障がいの特性や年齢といった個々の状況に応じた多様な生活の場の確保や、住み慣れた地域で暮らすための支援の充実、医療・介護などとの連携がますます重要となっております。そのため、本町では、これまでに、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制を整備・集約化し、障がい者の生活を地域全体で支える体制の構築を図る必要があることから、障がい者の「親亡き後」を支える「地域生活支援拠点」を整備し、24時間体制で見守るネットワーク環境づくりに取り組んできました。

今後においても、障がい者福祉サービスの需要は、ますます高まっていくことが予想されますので、「障害者福祉計画」に基づき、障がい者が、住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、自立して社会に参加できる共生社会の実現に向けて、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく多種多様なサービスを引き続き提供してまいります。

次に、社会保障の充実では、特定健診やしなやか健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の実施により被保険者の健康づくりを推進し、特別会計それぞれの保険、医療制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化をはじめとする福祉医療制度の充実により、「健康の保持及び増進」を図ってまいります。

なお、新年度から新たにスタートする「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化と充実に向け、介護予防に重点を置いたサービス事業の効果的な活用や協議体を中心とした生活支援体制整備の拡充を図るとともに、みんなで支え合う地域の基盤づくりを推進し、介護保険料の抑制にも努めていきたいと考えております。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。内閣府の高齢社会白書によると、我が国の平均寿命は、2025年には、男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると見込まれております。平均寿命は今後も伸びていくと見込まれることから、健康寿命をいかに伸ばしていくかがこれからの課題であり、人生100年時代を生き抜く元気な高齢者をつくっていくことがますます重要な取組となります。

そのため、特定健診やしなやか健診をはじめとする各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの町民が常日頃から自らの健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組むことで、健康寿命の延伸につなげていけるよう、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会の活動をより活発化し、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル

予防など普及啓発活動に取り組んでまいります。

次に、地域医療の充実では、コロナ禍により医療提供体制も大きく変化していくことから、伊勢崎佐波医師会との連携をより密にし、町民誰もが安全・安心な診療が受けられるよう、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制を確保するとともに、看護師養成所の支援を行ってまいります。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、さわやか教室をはじめとする町民各種講座の開催など、時代の要請に応じた学習機会の提供を行ってまいります。

なお、「文化センターまつり」は、コロナ禍を踏まえ休止とし、密を避け、屋外で行う「ばらまつり」に振り替えて実施してまいります。この「ばらまつり」は、文化センターの花壇でバラボランティアの方々が育成する「ばら」を、町民に鑑賞していただく機会を提供するとともに、公民館利用団体の学習成果の発表の場をつくり、ボランティア活動の意欲向上と生涯学習活動の参加を促進するもので、コロナ禍による閉塞感から、新たな「まつり」の形でつながることにより、笑顔で明るい未来に向かうよう活動の輪を広げていきたいという願いを込めて開催するものでございます。

次に、スポーツの振興です。町民誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民の心身のリフレッシュと健康保持の増進を図ってまいります。なお、町民体育祭につきましては、触れ合いを合い言葉に「いつでも、どこでも、みんなで」できるスポーツ・レクリエーションに開催方法を見直し、町民誰もが参加しやすい形で、体力の向上・健康の保持増進に資する体育祭にしたいと考えております。

なお、昭和57年3月に竣工した社会体育館については、老朽化が進んでいることから、災害時の避難所としての利用も考慮した長寿命化改修工事を行うとともに、あらゆる世代の方々の健康づくりにも利用していただけるようトレーニングルームに空調設備を設置し、さらなる利便性の向上を図っていききたいと考えております。

次に、人権の尊重・男女共同参画の推進です。人権問題では、人権に関する啓発活動の充実を図るとともに、町民一人一人が、正しい認識を深めていけるよう、新年度では、「人権教育指導者養成講座」を開設するなど、人権教育指導者を養成してまいります。

また、男女共同参画では、ワーク・ライフ・バランスの下、男女が対等なパートナーとして共に社会で活躍し、地域社会におけるまちづくりにも参画できるよう、講演会の開催など普及啓発活動を推進してまいります。

続きまして、第4に、重点目標④「生活しやすい環境をつくる」について、ご説明申し上げます。

まず、生活環境の充実では、スズメバチによる被害から町民生活を守り、安全・安心な暮らしを維持するため、巣の駆除費用の一部について、引き続き助成を行ってまいります。

また、空き家対策では、適切に管理が行われていない空き家の自発的な除却を促進し、景観向上や居住環境の改善など適正な管理を図るため、引き続き、除却費用の一部を助成してまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進です。新年度では、新たに策定する環境基本計画に基づき、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、本町が目指すべき環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、重点的に取り組む施策・SDGsを推進してまいります。

次に、廃棄物処理体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機の購入助成や古紙類の集団回収及び拠点回収を推進するとともに、古着や雑古紙などのステーションによる回収により、資源化の促進を図ってまいります。

また、クリーンセンターの老朽化に対応するため、引き続き計画的な長寿命化改修工事を行ってまいります。

次に、河川の保全・公園緑地の充実では、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な公園施設の維持管理を行うとともに、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との協働管理を継続的かつ積極的に進めてまいります。

次に、土地利用の推進・市街地の形成です。「にぎわいを創出する未来への投資」として、道の駅玉村宿に隣接し、町の玄関口としてにぎわいを増す高崎玉村スマートIC周辺の北地区に、新たな工業団地の造成がいよいよ本格化してまいります。新年度では、群馬県企業局及び伊勢崎土木事務所との連携により、造成事業を進めるとともに、アクセス道路の整備や配水管布設工事のための実施設計業務等を行ってまいります。

また、道の駅玉村宿では、一般利用者の増加や大型車による普通車枠への駐車により、駐車場不足が生じていることから、利用者の安全確保と利便性の向上を図るため、駐車場の拡張に伴う用地購入を行ってまいります。

人口減少対策として移住定住を促進する文化センター周辺まちづくり事業では、次々と新しい住宅が建てられ、新しい町並みができておりますが、住宅団地造成の年度内の事業完了を目指して、換地処分を実施するとともに、分譲地を購入し定住していただく世帯に、引き続き5万円の定住促進奨励金を交付し、移住定住を促進してまいります。

次に、道路網の整備充実では、国庫補助を活用した町道103号線及び106号線道路改良事業の進捗を図るとともに、地域経済を下支えする町単独事業として起債を活用した道路舗装修繕工事を推進するほか、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対応や地区要望等の既存道路の補修・改良、新橋建設促進化など、道路施設全般の整備を引き続き行ってまいります。

また、関越自動車道市町境界の上下線端に設置されたカントリーサイン・市町村境界標識が、老朽化により表示名やイラストが見えにくくなった状況にあるため、「NEXCO東日本」と連携し、新たにデザインを公募して一新してまいります。

次に、公共交通の整備です。乗合タクシー「たまりん」では、交通ターミナルへの乗り入れや路線バスとの接続など、利用者の利便性を考慮した効率的なルートの再編を継続的に見直すとともに、運転免許を自主返納する高齢者の増加を見据え、通院や買物など日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、高齢者へのタクシー料金の一部補助についても引き続き行ってまいります。

次に、上水道の整備充実では、計画的な老朽管更新等の管網整備を進めるとともに、老朽化が著しく、耐震強度の面でも問題が指摘されている浄水場施設の更新により、将来における水の安定供給を図るため、基本構想及び基本設計業務を行ってまいります。

また、下水道の整備充実では、事業計画に基づいた汚水管渠築造工事を推進するとともに、令和8年度までの概成に向けて、令和3年度末の普及率87.5%を目標に積極的な整備を進めてまいります。

続きまして、第5に、重点目標⑤「たまむらの良さを次世代につなぐ」について、ご説明申し上げます。

まず、観光による地域振興です。コロナ禍により、様々な行事やイベントが中止を余儀なくされておりますが、私は、むしろ厳しいときこそ、町民と行政が一体となって、地域のお祭りや町のイベント開催による活性化を図ることが必要だと思っております。

特に、たくさんの人たちでにぎわう「田園夢花火・たまむら花火大会」については、今後のコロナ禍の状況を踏まえながら開催を検討していかなければなりません。これからワクチン接種が本格化することから、感染防止対策をしっかりと行う中で、町民や時代を担う子供たちに元気や勇気、そして夢や希望、何よりも笑顔を届けられるよう、コロナ収束祈願とともに、医療従事者をはじめとする現場で働く皆さんへの感謝の気持ちを込めて、夏の到来を告げつつ、華やかに、そして盛大に打ち上げていければと思っております。

また、産業祭やふるさとまつり、町民体育祭など、町の4大イベントについてもしっかりと予算を確保しておりますので、「にぎわい」と「つながり」を大切に、地域のお祭りを盛り立てながら、町の活性化と地域づくりに努めていきたいと考えております。

そして、新年度では、これまで観光協会のような団体組織がなかった本町において、町の知名度やブランド力を地域一丸となって進める「玉村町魅力発信機構」が新たに発足いたします。この団体への支援と事業委託により、東京圏を中心とした県内外に対する魅力発信の強化をマスメディアの活用や積極的なシティーセールスを通じて行うとともに、誘客と地元特産品の販路拡大を図ることで、交流・関係人口を増加させる様々な取組を展開してまいります。これらの取組により、町の魅力を全国に発信し、にぎわいと活力のある観光によるまちづくりの推進に、大いに期待しているところでございます。

次に、芸術・文化活動の推進では、引き続き、文化センターにおける多彩な芸術・文化事業を実施することにより、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。また、コロナ禍で中止となった「小さな映画上映会」については、今年こそは実現しようと、県立女子大学や住民の間で取

組活動が始まっておりますので、これらの活動を地域の憩いの場や社会参加のプラットフォームとして、本町から映像文化を発信させる好機と捉え、芸術・文化活動の呼び水となるよう積極的に支援を行ってまいります。

次に、文化財保護・地域資源の活用です。本町を代表する観光資源の一つである玉村八幡宮とその周辺について、歴史資産としての価値を一層高めるとともに、広くアピールすることで、町民にも観光客にもその魅力を十分に知ってもらい、地域に根差した文化の継承と創造的な文化活動を推進してまいります。

また、歴史資料館では、本町の歴史と文化を学習する機会の提供として、企画展や特別展、その他ミニ企画展を開催するとともに、玉村町魅力発信機構の発足により観光による魅力発信もますます高まっていくことから、玉村ふるさとわくわくスタンプラリーを実施するなど歩調を合わせ、郷土芸能を盛り立ててまいります。

続きまして、第6に、重点目標⑥「笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる」について、ご説明申し上げます。

まず、農業の振興では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口規模などの実態を踏まえ、農地の計画的な保全と利用計画を定める農業振興地域整備計画の策定を行ってまいります。

また、農業の担い手確保が課題となる中、「たまむら農業塾」により、若者や定年退職者等に対して、農業に意欲のある人材への支援を行うとともに、意欲のある農業者や法人等への支援と育成を図るため、農業用機械類の導入費用を助成してまいります。

畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤を強化し、和牛産地としての持続的な発展や輸出拡大による地域の活性化を図るため、畜産農家のICT機器導入による経営の効率化に向けた取組を支援するとともに、優良素畜の導入や畜産ヘルパーの利用を引き続き支援し、生産者と連携した人づくりを推進することで、品質の向上と規模拡大を目指してまいります。また、CSF感染が県内外で発生している状況を鑑み、畜産農家等の負担軽減を図るため、消毒薬の配布やワクチン接種費用の一部助成により、畜産農業の振興を図ってまいります。

農業用施設の整備推進では、安定した農業用水の確保として、川井地区における用水路整備の年度内完成を目指して進捗を図るほか、新たに上茂木・下茂木地区の用水路改修に着手してまいります。

次に、商工業の振興です。町の将来を見据え、税収増及び雇用拡大を図るため、高崎玉村スマートIC北地区における新たな工業団地の開発を積極的に進めるとともに、最先端企業の誘致による地域振興に努めてまいります。

また、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内に新たに事業所を整備する企業を支援するとともに、町内での創業を支援するための創業者融資事業など、各種制度融資の推進により、地域経済の活性化と雇用拡大に努めてまいります。

さらに、新年度では、町内商工業者の中心的な役割を担う玉村町商工会の本所である商工会館の利用を促進し、町内商工業の発展及び活性化に資するため、老朽化に伴う施設改修費の支援を行ってまいります。

次に、消費生活相談体制の充実では、町民の皆様が安心安全に暮らせる地域社会を目指して、困ったときの苦情や相談の総合窓口として定着している消費生活センターの相談支援体制をより充実させるとともに、地域との連携を深めながら、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺など、被害防止のための消費者啓発活動や生活に関する情報提供を積極的に推進してまいります。

次に、住民自治・協働・交流によるまちづくりの推進です。まず、住民活動サポートセンター「ばる」を中心に、住民主体のまちづくり活動やボランティア活動をはじめ、様々な文化活動が図られるよう、NPO法人やボランティア団体など町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。

また、友好交流都市との交流については、文化、教育、経済など幅広い分野で連携を深め、相互交流を通じた友好関係をさらに発展させてまいります。一方、大学連携は、本町が進めている「生涯活躍のまち構想」において「核」となる施策と位置づけておりますので、教育や健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたり、大学との連携協力を積極的に行い、学生が活躍できる場の環境整備を図ってまいります。

さらに、企業との連携についても、災害時の応援協定や地域における包括連携協定など、多種多様な分野で連携することにより、地域力の底上げを図ってまいります。

次に、多文化共生・国際化の推進です。人口減少に歯止めがかからず労働力不足が深刻化する中、外国人材の労働力は、今や日本の経済発展に欠かせない存在となっており、群馬県においては、オール群馬で「多文化共生・共創県ぐんま」の実現を目指すとしております。本町においても、外国人の数は、30か国以上で1,000人を超え、今後も言語や文化、習慣が異なる多様な外国人の就業、定住化が進むと予想されますので、国際交流協会との連携強化を深めながら、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応し、心通い合う「多文化共生社会の実現」に向けた取組を推進してまいります。

次に、行政改革の推進です。まず、人材育成では、職員としての資質、職務遂行能力、専門能力を高め、行政課題に果敢に挑戦、対応できる人材を育てるため、これまでに、特別研修を実施してきましたが、コロナ禍に伴い、継続が困難な状況にありますので、新年度では、新たに動画によるオンライン研修を実施してまいります。また、行政組織の見直しでは、これからの行政課題を見据え、増大する行政ニーズへ対応できる組織とするため、より機動的、弾力的な行政運営が可能となるよう適宜見直しを図るとともに、会計年度任用職員制度の活用や法令遵守に基づいた障害者雇用を推進してまいります。

また、新年度では、コロナ禍で浮き彫りとなった国内でのデジタル化の遅れに対し、新しい生活様式への対応として、税金や保険料、上下水道料の納付方法に、新たにPayPay及びLINE Pay

a yを追加し、キャッシュレス化の推進を図ってまいります。

さらに、新しい働き方や価値観に合わせたデジタル化を図る取組として、オンラインを通じた申請手続、相談、施設予約、キャッシュレス決済など、来庁せずに行政手続が可能となる環境整備とともに、職員の働き方改革を進めるためにも、デジタル化・オンライン化の推進により、生産性・効率性を高めた手法に転換が図られるよう研究を進めてまいります。

次に、健全な財政運営です。まず、歳入の確保につきましては、収納率の向上はもとより、新たな増収対策について、あらゆる可能性を模索するとともに、企業誘致や定住促進による伸張性の高い税財源の確保を図ってまいります。一方、税外収入として期待される「ふるさと納税奨励事業」では、新たな返礼品の充実により、多くの寄附応援者の獲得につながっております。今後も寄附者の思いを反映し、魅力ある返礼品の拡充を図り、ふるさと寄附金をきっかけに生まれた「つながり」を大切にしながら、継続的な寄附応援者の獲得に取り組んでまいります。

また、簡素で効率的な行政運営の確立、町民と行政の役割分担の明確化、費用対効果を考慮した事業の重点化、従来の枠組みを超えた聖域なき歳出改革など、財政健全化の取組推進により、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

さらに、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」が更新時期を迎えていることから、各施設の状況や個別施設計画等の進捗に合わせた見直しを行い、公共施設等の長寿命化・最適化を進めてまいります。

なお、この4月からスタートする「第6次玉村町総合計画」を実効性のある計画として推進するため、政策立案能力を高めるための職員研修を庁内で継続的に実施し、町民生活の視点に立った行政施策を立案できる人材育成を行ってまいります。

最後に、「地方創生・総合戦略」の取組について、ご説明申し上げます。

地方創生・総合戦略の取組に当たり、人口減少への対応と町の発展に向けた道筋が示された「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、新たなステージを迎えております。本町では、地方創生の深化に向けて切れ目のない取組を進めるため、目下のコロナ禍への対応とともに、成長力強化のためのデジタル改革やグリーン社会の実現、安心して子供を産み育てられる環境づくりなど、国の取組と歩調を合わせ、社会変化を見据えた戦略を推進してまいります。

特に、本町の子育て支援に対する魅力を高めていくことにより、子育て世代を町に呼び込み、定住化を加速させるとともに、恵まれた立地条件を最大限生かした潜在的な成長力をさらに掘り起こし、「成長戦略」として地方創生を力強く推し進めていきたいと考えております。その潜在的な成長力の掘り起こしとして、東京圏及び県内外へ向けた情報発信や地元特産品の販売戦略などについては、「玉村町魅力発信機構」を中心に、にぎわいを創出する地域振興の総合的なプロデュースを担っていただくとともに、今後も増えることが想定される外国人に対応したインバウンド施策にも少しずつ取り組み、国籍を問わず交流人口や関係人口の増加を図ってまいります。また、アフターコロナを見据え、

東京圏等を発着としたバスツアーや個人の来訪者など、町内の魅力スポットを現地ガイドできる団体を育成し、来訪者の受入れ体制の構築を行うとともに、ドライブスタンプラリーの実施など「おもてなしサービス」の充実を図ってまいります。

移住支援事業では、東京23区から本町に移住し、県内で起業または県マッチングサイトにより就業した方のみならず、コロナ禍に伴いテレワーク移住した方なども移住支援金の対象として拡充してまいります。また、少子化対策では、「結婚新生活支援事業」を新たに事業化し、経済的理由により結婚を足踏みするカップルを対象に、結婚に伴う新生活に係る新居の家賃や引っ越し費用等について、支援を行ってまいります。

さらに、「生涯活躍のまち」基本構想及び実施計画の実現に向けた取組として、若者から高齢者まで幅広い世代に町の様々な行事やイベントへの参加を促し、ポイントを付与する仕組み「おでかけポイント制度」の推進により、高齢者の買物やごみ出し支援など継続的なボランティア活動の創出につなげるとともに、「地域おこし協力隊」が行う情報発信やイベント企画運営のほか、移住定住促進や大学連携、地元特産品のPR活動など、地方創生の深化に向けて切れ目のない取組を推進してまいります。

以上が、令和3年度の主な施策の内容となります。

以上、令和3年度の町政運営と主な施策の内容について、私の所信の一端を申し述べました。

これから新年度を迎えるに当たり、私の思いは、町民の皆様が、安心安全を実感し、将来に向けて確かな展望が抱けるような町政運営を目指して、全力で取り組んでいくこととさせていただきます。その中で、町民の皆様が、将来に夢と希望を感じ、期待を持っていただくことで、コロナ禍による閉塞感を打開していきたいと思っております。

新年度においては、新たな決意と覚悟を胸に、町民に最も身近な基礎自治体である町行政の現場を預かる責任者として、玉村町民の「心のふるさと」としての「まちづくり」を育み、緑豊かな自然環境と先人からの伝統文化をはじめ、多様な地域の個性と価値を守り育て、新たな時代を切り開いていく所存であります。

そして、コロナ禍で、先の見えない不安や恐怖を抱える町民の皆様に寄り添った対応ができるよう、ポストコロナの新たな時代に向けて、「未来に希望をつなぐ町づくり」を推進し、町が目指す新たな将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に邁進してまいります。

最後になりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、どうか、より一層のご理解とご協力、そして、ご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げますとともに、本定例会にご提案申し上げます令和3年度予算案をはじめ、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

令和3年3月3日、玉村町長石川眞男。

◇議長（三友美恵子君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月4日木曜日の午前9時までに議長に提出してください。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時48分休憩

午前11時5分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇

○日程第7 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第12号））

◇議長（三友美恵子君） 日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度玉村町一般会計補正予算（第12号））、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第1号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第12号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月25日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めます。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に571万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億3,502万円と定めるもので、新型コロナウイルス感染症の克服に向けて、全国民を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種を、国のスケジュールに基づき、医療従事者等の先行接種のほか、4月以降、65歳以上の高齢者が円滑に接種を受けられるよう体制整備を行うために必要な事務費について計上したものでございます。

主な経費といたしましては、接種に必要なシステム改修やクーポン作成費、郵便料などの事務費のほか、事務補助に係る人件費でございます。

なお、財源につきましては、全額国費での対応となっております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第8 議案第1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第8、議案第1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第1 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町内中小企業・小規模企業の振興について、基本理念及び施策の基本事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町経済の健全な発展及び町民の生活向上に寄与させることを目的として、玉村町中小企業・小規模企業振興条例を制定するものでございます。

条例の概要を申し上げますと、第3条の基本理念においては、中小企業・小規模企業が町民の生活向上及び交流、町の経済発展に重要な役割を果たしていることを踏まえ、中小企業・小規模企業相互の連携並びに国、県、商工会等の多様な主体と町との連携及び協働を推進することにより、中小企業、小規模企業の活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展を図ることを基本理念としております。

第4条の町の責務においては、中小企業・小規模企業の振興に係る必要な助言、情報の提供、財政上の措置を講ずるものとし、施策が効果的に実施されるよう、多様な主体との連携及び協働を推進させ、商工会との協力に努めることとしております。

第5条の中小企業・小規模企業の努力においては、中小企業・小規模企業が自主的に経営改善及び向上に努め、中小企業・小規模企業支援団体である商工会等の事業に積極的に参加するよう努めることとしており、次の第6条の中小企業・小規模企業支援団体の努力では、商工会等の支援団体と町の

協力、支援団体の自主的な努力について定め、第7条では金融機関の協力、第8条では町民の理解と協力について定めております。

最後の第9条では、町が講ずる基本的施策を定めております。

なお、条例の施行は、令和3年4月1日からとしております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第9 議案第2号 玉村町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第9、議案第2号 玉村町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第2号 玉村町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町職員のサービスの宣誓について署名押印を求めていたものを、署名のみとするものでございます。

国では、行政手続における国民の負担軽減、オンライン化の促進等を目的に押印等の見直しを実施しており、人事手続等の内部手続についても書面、押印、対面の見直しを行うとしております。サービスの宣誓は地方公務員法第31条で定められており、新たに職員となった者が職務に従事する前に、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓うものであります。国においては宣誓書の署名も廃止する方向で改正を予定しておりますが、玉村町においては、公務員としての責務を自覚す

るためにも宣誓書に署名するという行為は必要であると考え、押印は廃止しつつ、署名は残すものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第3号 玉村町手数料条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第10、議案第3号 玉村町手数料条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第3号 玉村町手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除する改正を行うものでございます。

通知カードを紛失したこと等により再交付するときの手数料は各自治体が条例で定めており、1枚につき500円としておりますが、廃止に伴い、別表から本項を削るものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 11 議案第 4 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 11、議案第 4 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県と県内市町村が昭和 48 年より共同で実施しております福祉医療費の支給に関しまして、群馬県福祉医療費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、玉村町福祉医療費支給に関する条例についても改正する必要が生じたものでございます。

改正の主な概要は、重度心身障害者及び高齢重度障害者の資格認定条件に所得制限を導入することに伴う所得制限の基準額、所得制限の対象となる者及び範囲の規定、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が開始されることに伴う減額認定証、電子資格確認、電子的確認の定義の追加及びその他文言整理等となっております。

なお、所得制限の導入時期に関しましては、全市町村が令和 5 年 8 月 1 日からとなります。

中学校卒業年度までの子供、母子・父子家庭への助成に関しましては、これまでどおりで、変更はありません。

少子高齢化の進展や所得格差の拡大などにより、福祉医療制度を取り巻く社会情勢は変化しており、群馬県では本制度が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、平成29年2月に外部有識者による群馬県福祉医療制度在り方検討会を設置し、検討を重ねてきたところでございます。これまでの検討会での議論の結果として、一定の収入のある方については自己負担していただくことになりました。群馬県では今回の見直しに関して既に群馬県医師会をはじめ障害者団体等への説明会も複数回にわたり開催しており、制度改正に向けて準備を進めております。制度改正に関しましては、広報やホームページに掲載するとともに、対象者の皆様には本年7月の受給者証更新時にお知らせの通知を同封し、周知を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第12 議案第5号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第12、議案第5号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第5号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和元年10月から国の制度による3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化が始まり、保育料について無料となっております。しかし、おかずやおやつなどの副食費については、国制度及び町独自の第3子以降の無償化要件に該当する世帯を除き、保護者負担となっております。本案は、町内在住の子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を産み育てやすい環境のさらなる充実を目指し、既に無償化されている第3子以降の副食費に加え、第2子の副食費についても無償化を拡充するための改正でございます。

具体的には、条例中において町独自の第3子以降に限定した副食費の無償化及び施設に対する給付の規定について削除するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第13 議案第6号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第13、議案第6号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第6号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年度から5年度までの介護保険料の金額を定めるとともに、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正による介護保険料や保険給付の負担水準等に意図せざる影響や不利益が生じないように、国が行った介護保険法施行令等の規定の見直しを反映させるために行うものでございます。

令和3年度から5年度を事業計画期間とする「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、今後3年間の介護給付費や地域支援事業費の見込み量を推計し、65歳以上の被保険者で負担する保険料を算出いたしましたところ、基準額で年額8万円、月額にいたしますと6,667円となりました。この金額は第7期計画と比較いたしますと、年額で2,400円、月額で203円の減額となります。所得段階区分については第7期計画を踏襲し、13段階としておりますが、第1段階から第3段階の低所得者に対しては保険料の軽減措置が取られております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する減免につきましては、現行の条例において「その他町長が特に必要と認めた場合」を適用しておりましたが、今回の改正に合わせて、附則に新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を規定いたします。

また、税制改正に伴う意図せざる影響や不利益を生じないように、国が行った規定の見直しを反映させるため、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額を200万円から210万円に、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額を300万円から320万円に改定するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 1 4 議案第 7 号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 4、議案第 7 号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 7 号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する条例に所要の改正を行うものです。

玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例のほか、玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、玉村町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の 4 つの条例の改正を行うものです。

具体的な改正内容につきましては、それぞれの条例につきまして、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における ICT の活用、高齢者虐待防止の推進等を盛り込む改正でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 15 議案第 8 号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 15、議案第 8 号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 8 号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成 27 年度より文化センター周辺地区において土地区画整理事業を実施してまいりました。今現在、8 月予定の換地処分に向け、最終事業計画の変更認可、換地計画の認可の準備をしているところでございます。

改正内容につきましては、土地区画整理施行区域に含まれる地域の名称が一部抜けており、大字福島、下新田に上飯島を追加し、訂正するものです。また、土地区画整理法施行令が改正され、精算金を分割徴収または分割交付する場合の利子の利率が改正となったため、今回改正を行い、併せて行政手続等における押印の見直しに伴い、押印を廃止し、署名のみとするものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第16 議案第9号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第16、議案第9号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第9号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例改正の概要を申し上げますと、現在の玉村町消防団出動手当については、町内全分団が出動対象となる比較的規模の大きな火災である第2出動時のみが支給対象となっております。しかしながら、火災現場がある分団とその隣接分団で構成される方面隊のみが出動する比較的規模の小さな火災である第1出動時であっても、出動した分団員は火災現場に駆けつけており、事務処理が完了するまで現場に待機するなど拘束時間が長時間にわたることもあることから、支給基準を緩和し、第1出動時についても出動手当の支給対象とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 17 議案第 10号 玉村町小口生活資金貸付条例の廃止について

◇議長（三友恵子君） 日程第 17、議案第 10号 玉村町小口生活資金貸付条例の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 10号 玉村町小口生活資金貸付条例の廃止についてご説明申し上げます。

小口生活資金の貸付条例につきましては、昭和 32年に制定され、生活に困窮する方を対象に、一時的な生活費、医療費等必要な資金の貸付けを行ってまいりました。今回の条例廃止につきましては、行政手続における押印見直しの調査を行う中において、既に終了している事業の条例が見つかったため、廃止をするものでございます。

現在の生活困窮者への対応につきましては、玉村町社会福祉協議会が生活困窮者自立相談支援事業により相談支援や各種資金の貸付け等により支援を行っており、様々な事情により生活が立ち行かなくなった場合は、群馬県伊勢崎福祉事務所と連携して、生活保護法に基づく支援を実施しています。また、令和元年 11月からは町内 NPO 法人と協定を締結し、生活困窮者等に対し食料を無料譲渡し、支援を行っております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 18 議案第 11 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 13 号）

○日程第 19 議案第 12 号 令和 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 20 議案第 13 号 令和 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 21 議案第 14 号 令和 2 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○日程第 22 議案第 15 号 令和 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 23 議案第 16 号 令和 2 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○日程第 24 議案第 17 号 令和 2 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 18、議案第 11 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 13 号）から日程第 24、議案第 17 号 令和 2 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 7 議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 18、議案第 11 号から日程第 24、議案第 17 号までの 7 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第 11 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 13 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から 2 億 9,380 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 154 億 4,121 万 1,000 円とするとともに、繰越明許費を追加するほか、地方債の追加、変更及び廃止をするものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体といたしましては事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額等でございます。また、新型コロナウイルス感染症

拡大の影響により、中止を余儀なくされた行事やイベントのほか、研修会や出張等の中止に伴う旅費などを含めたコロナ禍による各種事業費等の減額は、総額で約7,250万円となりました。

それでは、歳入の主なものでございますが、地方交付税では国の幼児教育・保育無償化制度の平準化等に伴う普通交付税の増収により、1億6,867万1,000円の増額となりました。

また、地方消費税交付金をはじめとするその他の交付金では、コロナ禍に伴う景気の影響等により、総額で1,214万5,000円の減額となりました。

国・県支出金では、事業費の確定により総額で1,776万9,000円の減額となるほか、分担金及び負担金ではコロナ禍に伴う自粛要請期間中の保育料及び放課後児童クラブ使用料の減額等により、1,983万1,000円の減額となりました。

同じく使用料及び手数料では、コロナ禍に伴う休館期間中の文化センター及び社会体育館使用料の減額等により1,079万2,000円の減額になるとともに、諸収入でも学校の臨時休校に伴う給食費の減額等により、1,606万9,000円の減額となりました。

寄附金では、一般寄附金として79万5,000円、総務費寄附金として5万円、民生費寄附金として20万円、教育費寄附金として200万円の寄附がございましたので、寄附者の意向により、それぞれの使途への充当及び基金への積立てをさせていただくとともに、ふるさと寄附金につきましては当初8,000万円を目標としておりましたが、期待以上の寄附が見込まれたため、1,900万円を追加させていただきました。

繰入金では、コロナ禍に伴い、産業祭などのイベントが中止となったため、ふるさと創生基金からの繰入れを全額減額とするとともに、事業費の確定等に伴う各種基金の調整により、総額で4億3,076万1,000円の減額となりました。

町債では、事業費の確定に伴う減額等のほか、消費や流通に関わる地方消費税やたばこ税をはじめ各種交付金などの全11税目について、年度途中の減収を補填するための特別の地方債として5,280万円の減収補填債の発行が認められたため、総額では減額分と合わせて2,090万円の追加となりました。

続きまして、歳出の主な増額予算につきましては、総務費ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品等の経費について650万円を追加するとともに、民生費ではサービス利用者の増加に伴う放課後等デイサービス事業に500万円を追加させていただきました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に事務費として82万2,000円を追加するとともに、新型コロナウイルスに関連した外来診療とPCR検査を行う新外来検査センターの人員費の補填を伊勢崎市と人口割で17万5,000円を負担するほか、処理量の増加に伴うし尿処理委託料に1,000万円、粗大ごみ処理委託料に531万2,000円を追加させていただきました。

農林水産業費では、次期作支援事業に51万5,000円を追加するほか、本年2月13日の福島県沖を震源とする地震により東部工業団地内の農業用水路が被害を受けたため、補修費として

500万円を追加させていただきました。

教育費では、学校施設に係る施設修繕費をそれぞれ追加するほか、国3次補正により給食センターの老朽化した空調設備の更新工事を実施できる見込みとなったため、1,257万3,000円を追加させていただきました。

これらのほか、新型コロナウイルス感染症対策関連事業では、国3次補正を活用し、児童福祉施設や学校教育施設等におけるマスクや消毒剤等の基本的な感染防止対策や事業継続に向けた環境整備を講ずるための経費として、新型コロナウイルス感染症対策事業に総額で1,643万2,000円を追加させていただきました。

以上、これらにより、当初6億5,000万円を予定していた財政調整基金からの繰入れは3億5,000万円となり、令和元年度の決算剰余金として3億3,000万円を積み立てておりますので、令和2年度末の財政調整基金残高といたしましては前年度末から約2,000万円減少し、16億8,200万円程度となる見込みとなりました。

なお、繰越明許費の追加につきましては、予定していたそれぞれの事業について年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。このうち、国3次補正による新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、それぞれ全額を繰り越し、令和3年度の感染症対策として活用を図っていくものでございます。

また、地方債の追加、変更、廃止につきましては、学校給食センター空調更新事業及び減収補填債を追加するほか、それぞれ事業費の確定等に伴う減額と、国庫補助が不採択となったことによる橋梁長寿命化修繕事業の廃止でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第12号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,156万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億6,063万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては、収入見込みに伴う国民健康保険税の増額、保険給付費の増額や交付額等の確定に伴う県支出金の増額及び減額、財政調整基金利子、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額、前年度繰越金、前年度保険給付費仮算定に伴う精算金の増額でございます。

歳出につきましては、医療給付費及び前年度保険給付費仮算定精算に伴う県償還金の増額のほか、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、特定健診が当初の予定どおり実施することが困難となり、日程の変更を余儀なくされたため、特定健診未受診者に対しまして、当初予定しておりました国保連合会への受診勧奨はがき作成業務を見送り、町作成の日程変更した旨のお知らせはがきの送付に変更したための減額のほか、事業費の確定等による減額を行うものでございます。

次に、議案第13号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説

明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,040万3,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については、制度の見直しにより保険料の軽減率が変更されたため、後期高齢者医療保険料を1,491万5,000円増額するものでございます。また、人間ドック検査費用助成金の繰入金を13万6,000円、後期高齢者医療広域連合人間ドック助成金を68万円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を165万円それぞれ減額し、令和元年度の事務費精算分として繰越金を140万8,000円増額するものでございます。

歳出については、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料納付金を1,518万9,000円増額、人間ドック検査費用助成金を81万6,000円、後期高齢者健康診査委託料を165万円それぞれ減額し、令和元年度の繰越金として、一般会計への返還金を113万4,000円増額するものでございます。

次に、議案第14号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3,226万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億4,596万7,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び介護保険料を減額するものでございます。

次に、歳出では、地域支援事業費のうち総合事業について、主なものとしてサービス事業費2,580万5,000円、一般介護予防事業費217万9,000円を減額し、総額3,036万1,000円を減額するほか、包括的支援・任意事業について、主なものとして包括的支援事業費を70万7,000円、任意事業費で86万6,000円を減額し、総額170万5,000円の減額となり、地域支援事業費全体として総額3,206万6,000円を減額するものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出それぞれ393万6,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、介護予防サービス計画費、介護予防ケアマネジメント費収入を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、一般管理費及び介護予防サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

次に、議案第16号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の概要は、収益的収支につきまして、収益的支出の予定額を358万9,000円増額し、総額を5億6,031万5,000円と定めるものでございます。内容は配水及び給水費の増額で、配水管の漏水修理箇所増加に伴う修繕費を350万円、作付損害への支払費用として補償金を8万9,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第17号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支についてですが、収益的収支の予定額を878万1,000円増額し、総額を7億7,657万円と定めるものでございます。内容につきましては、一般会計繰入金調整として営業収益の雨水処理負担金を496万5,000円減額し、同額の496万5,000円を営業外収益の他会計負担金に振り替えるものでございます。また、消費税及び地方消費税還付金について増収が見込まれることから、878万1,000円増額するものでございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を101万4,000円減額し、総額を8億3,594万8,000円と定めるものでございます。内容につきましては、建設財源となる国庫補助金を2,050万円、受益者負担金を588万6,000円それぞれ増額するとともに、企業債を2,740万円減額するものでございます。

最後に、他会計からの補助金についてですが、一般会計からの基準外繰入金を496万5,000円増額し、1億1,179万7,000円とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で7議案に係る提案説明を終了いたします。

◇議長（三友美恵子君） 休憩といたします。2時に再開いたします。

午前11時52分休憩

午後2時再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 日程第18、議案第11号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第13号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 歳入で地方債補正ということで、56ページになります。目6の減収補填債について、5,280万円と計上してありますが、この計算根拠というか、算出根拠について教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

56ページの減収補填債5,280万円ということであります。減収補填債につきましては、簡単に申し上げますと、自治体の税収不足を穴埋めするための特別な地方債ということであります。今回は今までの減収補填債と若干変わっておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方税の税収が大幅に減少しているということがありまして、地方税法が改正されました。これまでの減収補填債につきましては、法人税ですとか利子割交付金ですとか、4項目の税項目について減収補填債というものが認められておりましたが、今回法律が改正されまして、7税目が新たに加わりました。トータルで11税目になったということであります。その7税目については、流通ですとか消費に関わるものが該当になったということであります。年度の途中で税収を補填するための特別な地方債として今回認められたという内容のものです。

減収補填債の今回の5,280万円の内訳ということでもありますけれども、地方消費税の交付金として4,060万円、それからゴルフ場の利用税の交付金として520万円、それから町たばこ税として530万円、地方揮発油譲与税として170万円ということで、新たに加わった7税目のうち4項目で今回認められるということになります。合計で5,280万円ということになります。

算出の根拠につきましては、国から示されました算定方式に基づいて計算しているわけですが、具体的にはそれぞれの税目について当該年度の基準財政収入額との差を精算するということでもありますけれども、具体的に言いますと、令和2年度の普通交付税の基準財政収入額として算定されたそれぞれの対象税目の収入見込額、これと実際に町に入ってくる令和2年度の収入見込額、この差が今回の減収補填債の額ということになるということでもあります。今回の対象税目につきましても、普通交付税の算定上では前年度の収入実績に、いわゆる昨年度、令和元年度の収入に対して国が指定する推計伸び率、元年度から令和2年度でどのくらい伸びるかという、その国が算定した伸び率を乗じて計算した額、それと令和2年度の普通交付税の算定上の収入見込額、これはそういう令和2年度の算定上の収入見込額というふうにしまして、それと実際の収入見込額、12月までの実際の収入見込額に、さらに3月までの収入見込額を加えたものを今回の見込額として算定して、その差額が5,280万円ということで今回減収補填債として計上させていただいたということでもあります。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それで、地方債の返済費用を国が原則75%補填すると、こうあるのですが、これはどういう形で補填されるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回につきましては、充当率は100%になっております。交付税措置につきましては、75%原則措置されるということでありまして、そのうちの地方消費税及び交付金の増税分、それから地方揮発油譲与税分につきましては100%交付税措置されるということになっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第12号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第13号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第14号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第15号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第16号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第17号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第25 議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算

○日程第26 議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第27 議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第28 議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第29 議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第30 議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算

○日程第31 議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（三友美恵子君） 日程第25、議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算から日程第31、議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第18号から日程第31、議案第24号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計予算の内容につきましては、先ほど「施政方針」の中でも述べさせていただきましたし、お配りした「予算参考資料」の中でも詳しく説明がございますので、ご確認いただければと存じます。

それでは、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う税収等の落ち込みにより財源確保が極めて厳しい状況の中、「町民の命と暮らし」を守ることを最優先に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、これまでの行政サービスの水準を下回ることのないよう、実質的に同水準を確保することを基本とした予算編成を行いました。

同時に、令和3年度は「第6次玉村町総合計画」の初年度となることから、町が目指す新たな将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けて、これからの「まちづくりの柱」となる「6つの重点目標」を計画の初年度として積極的に推進してまいります。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」はもとより、激甚化し頻発化する「自然災害への対応」として、「防災・減災に町民と行政が一丸となって取り組む強靱なまちづくり」を強力に推進するほか、人口減少・少子高齢化の進展に伴う長寿社会を見据えた「全世代型の地域福祉の推進」及び「賑わいを創出する未来への投資」、さらに子育て世代が多く住む本町として「安心して子どもを産み育てられる環境整備の推進」及び「子どもたちの学びを保障する教育環境の整備充実」に加え、「地方創生・総合戦略」の全7分野において予算の重点配分を行いました。

その結果、一般会計予算の総額は117億円、対前年度比7.3%の増加となり、厳しいながらもウィズコロナ、アフターコロナを見据えた「未来に希望をつなぐ予算」として編成を行いました。

歳出の主な事業といたしましては、まず「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」として、感染症の克服に向けて全町民を対象に行う新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に1億9,194万円を計上いたしました。また、マスクや消毒剤等の基本的な感染防止対策の備えとして642万6,000円を確保するとともに、万一感染者が発生した町内業者が行う施設内の消毒や除菌対応等の緊急安全対策に支援を行うため、100万円を計上いたしました。

町内事業者の支援では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する制度融資として緊急経済対策資金に1,000万円を確保するとともに、会食による感染リスクの高まりや営業自粛等により町内飲食店が深刻な影響を受けていることから、店舗内の感染防止対策や販路拡大・情報発信強化など営業努力を行う事業者を支援するため、600万円を計上いたしました。

さらに、新型コロナウイルスに対する忌避意識から感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受ける事案が多発していることから、「STOP! コロナ差別対策運動」を実施するとともに、感染

拡大の影響により内定取消しとなった学生や離職者等を優先に会計年度任用職員として緊急雇用を行うため、総額で549万7,000円を計上いたしました。

加えて、コロナ禍で広がる子供の産み控えの対策とともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、新生児1人当たり5万円を支給する「出産子育て応援特別給付金」として1,200万円を計上いたしました。

次に、「防災・減災に町民と行政が一丸となって取り組む強靱なまちづくりの推進」では、「消防団再編実施計画」の第1期再編として第9分団及び第10分団の統合を行うべく、玉村内科クリニック跡地に統合後の活動拠点となる新たな詰所建設に着手するため、434万5,000円を計上いたしました。

また、避難所施設における防災備蓄倉庫の充実を図るため、非常食や防災用資機材等の備蓄品の更新及び拡充を行うとともに、新たに南小学校に防災備蓄倉庫の設置及び備蓄を行い、避難所機能の強化を図るため、総額で953万5,000円を計上いたしました。

水害対策では、浸水被害が多発する五料地区矢川樋管流末の浸水被害の低減を図るため、樋管動力用電柱に電源コンセントを設置し、水害発生が想定される際には事前に大型排水ポンプを手配し、迅速な排水作業ができるよう174万8,000円を計上いたしました。

さらに、パソコンや携帯電話・スマホなどの端末を持たない高齢者等の情報弱者への災害時における情報伝達手段として、固定電話による情報伝達や安否確認をすることができる「災害情報一斉伝達・収集システム」を導入するとともに、災害現場から災害対策本部への現地災害情報の伝達や消防団等の災害活動時の連絡手段について、現在の「移動系防災行政無線」から、よりよい通信環境が得られる「防災IP無線」に切替えを行うため、総額で364万8,000円を計上いたしました。

次に、「全世代型の地域福祉の推進」では、町内におけるフードバンクやフードドライブの取組が広がっていることから、NPO法人との連携により、食品ロスの削減を図るとともに、地域福祉の増進のため、様々な理由で食糧支援が必要となる生活困窮世帯等に対するフードバンク事業として492万8,000円を計上いたしました。

また、地域福祉の充実として、地域福祉計画に基づいたコミュニティソーシャルワーカーの配置を拡充し、総合相談窓口の充実を図るとともに、DET研修の開催や地域におけるアウトリーチ活動をより一層活発化し、ローラー作戦による見守り強化など、地域共生社会の実現に向けた、誰一人取りこぼさない「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築・確立するため、415万1,000円を計上いたしました。

次に、「賑わいを創出する未来への投資」では、道の駅玉村宿に隣接し町の玄関口としてにぎわいを増す高崎玉村スマートインターチェンジ北地区について、新たな工業団地の造成に向けて、群馬県企業局及び伊勢崎土木事務所との連携により、アクセス道路の整備や配水管布設工事の実施設計業務等を行うため、1,937万6,000円を計上いたしました。

また、道の駅玉村宿では、一般利用者の増加や大型車による普通車枠への駐車により、駐車場不足が生じていることから、利用者の安全確保と利便性の向上を図るべく駐車場の拡張を行うため、用地購入費として4,825万6,000円を計上いたしました。

人口減少対策として、移住定住を促進する「文化センター周辺まちづくり事業」では、住宅団地造成の年度内の事業完了を目指し、換地処分を実施するとともに、分譲地を購入し定住していただく世帯に引き続き5万円の「定住促進奨励金」を交付するため、総額で4,217万円を計上いたしました。

道路網の整備では、国庫補助を活用した町道103号線及び106号線道路改良事業の進捗を図るとともに、地域経済の下支えを行う町単独事業として起債を活用した道路舗装修繕工事を推進するほか、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対応や、既存道路の補修・改良、新橋建設促進化など道路施設全般に係る事業費として、総額で2億8,190万9,000円を計上いたしました。

また、関越自動車道市町境界の上下線路肩に設置された市町村境界標識が老朽化により表示名やイラストが見えにくくなった状況にあるため、ネクスコ東日本と連携し、新たにデザインを公募して一新する経費として45万8,000円を計上いたしました。

農業振興では、意欲のある農業者や法人等への支援と育成を図るため、農業用機械類の導入支援として466万8,000円を計上するとともに、安定した農業用水の確保として、川井地区における用水路整備の年度内完成を目指して進捗を図るほか、上茂木・下茂木地区の用水路改修に着手するため、3,170万1,000円を計上いたしました。

商工業の振興では、町内商工業者の中心的な役割を担う玉村町商工会の本所である商工会館の利用を促進し、町内商工業の発展及び活性化に資するため、老朽化に伴う施設改修費の助成として1,000万円を計上いたしました。

公共施設の老朽化対策では、昭和57年3月に竣工した社会体育館の老朽化に対応するため、災害時の避難所としての利用も考慮した長寿命化改修工事を行うとともに、幅広い世代の方々の健康づくりに利用の機会が得られるよう利便性の向上を図るため、トレーニングルームに空調設備を設置する経費として総額で4億1,001万円を計上いたしました。

次に、「安心して子どもを産み育てられる環境整備の推進」として、国の基準では幼児教育・保育無償化制度の対象とならない保育所、幼稚園等の「第2子の保育料及び副食費」を無償化するため、歳入免除を合わせて総額で4,383万6,000円を確保いたしました。

また、新年度から、陣痛が始まった妊婦の方を対象に、病院までの緊急的な公共交通手段の確保対策として、タクシーを利用した際の料金について1万円を上限に支援するため25万円を計上し、子育て支援環境のより一層の充実を図ってまいります。

次に、「子どもたちの学びを保障する教育環境の整備充実」では、教員の多忙化解消対策として、

教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ及び中学校における運動部活動指導員の配置を継続し、学校現場の働き方改革を推進するとともに、教員の大量退職が続きベテラン教員が減少することに加え、コロナ禍での子供たちとの向き合い方にも難しさが増す中、教員の人材育成をサポートし本町の教育発展と充実を図るため、教員としての豊富な経験を有し幅広い教育的知見を持ったアドバイザーを配置する経費として、総額で980万1,000円を計上いたしました。

また、「児童生徒の学び方改革」を推進するため、これからの時代に不可欠となる児童生徒1人1台のタブレット端末の活用に必要なデジタル教材等の充実を図るとともに、コロナ禍で再び休校になっても学びを保障できるオンライン環境の整備を充実することから、小中学校ICT教育推進事業として419万1,000円を計上し、新たなICT教育活動を実践してまいります。

最後に、「地方創生・総合戦略」では、町の知名度やブランド力を地域一丸となって進める「玉村町魅力発信機構」が新たに発足することから、この団体への支援と事業委託により、東京圏を中心とした県内外に対する魅力発信の強化をマスメディアの活用や積極的なシティーセールスを通じて行うとともに、誘客と地元特産品の販路拡大を図ることで交流・関係人口を増加させる様々な取組に必要な経費として、総額で804万円を計上いたしました。

また、移住支援事業では、東京23区から本町に移住し、県内で起業、または県マッチングサイトにより就業した方のみならず、コロナ禍に伴いテレワーク移住した方なども対象とした移住支援金を交付するため、200万円を計上いたしました。

少子化対策では、結婚新生活支援事業を新たに事業化し、経済的理由により結婚を足踏みするカップルを対象に、結婚に伴う新生活に係る新居の家賃や引っ越し費用等として30万円を上限に支援するため、300万円を計上いたしました。

さらに、地域おこし協力隊が行う情報発信やイベント企画運営のほか、移住定住促進や大学連携、地元特産品のPR活動など地方創生の深化に向けて切れ目のない取組を推進するため、総額で1,052万1,000円を計上いたしました。

歳出の目的別内訳につきましては、議会費及び土木費が減少しましたが、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費などが増加しました。特に衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種対策事業により17.8%の増加、農林水産業費では道の駅玉村宿駐車場拡張事業により14.1%の増加、商工費ではコロナ禍に伴う制度融資や商工会館改修助成事業により20.1%の増加、教育費では社会体育館長寿命化改修事業により31.0%の増加となりました。

また、性質別内訳については、繰出金のみが減少し、その他の費目については全て増加となりましたが、特に物件費では新型コロナウイルスワクチン接種対策事業により11.5%の増加、普通建設事業費では社会体育館長寿命化改修事業により33.7%の増加となりました。義務的経費では、障害者福祉サービスに係る社会保障費の増加により1.5%増加し、予算総額に対する構成比は41.9%となりました。一方、投資的経費では、社会体育館長寿命化改修事業などにより33.7%

増加し、構成比は9.7%となりました。

次に、歳入の主なものとしたしましては、まずその根幹をなす町税では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う個人及び法人町民税の減収をはじめ、収入が減少した中小企業の固定資産税及び都市計画税の減免制度等により、町税全体では3.5%減の44億441万2,000円を見込むとともに、地方交付税では町税収入の落ち込みや地方財政計画等を考慮した推計の結果、16.0%増の14億5,000万円を見込みました。

交付金では、コロナ禍に伴う景気の影響を考慮し、法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減少を見込むとともに、中小企業等の固定資産税及び都市計画税の減免相当分の補填として新たに創設される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額を反映し、地方交付税を除く各種交付金全体として1.1%増の10億938万円を見込みました。

分担金及び負担金では、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない「第2子の保育料及び副食費」の町単独による無償化に伴う保育所保育料等の減少により、28.4%減の7,996万5,000円を見込むとともに、使用料及び手数料では改修工事期間中の休館に伴う社会体育館使用料の減収等を見込み、8.0%減の1億795万円を見込みました。

国・県支出金では、新規民間保育所の誘致に伴う「にしきの保育園よろくぶ」の開園や、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業により、9.4%増の23億8,351万2,000円を見込みました。

財産収入では、文化センター周辺まちづくり事業における土地売払いの終了に伴い、83.1%減と大幅に減少し、1,215万7,000円を見込みました。

寄附金では、魅力ある地元特産品の開拓により、ふるさと納税による寄附応援者のさらなる獲得を目指して9,000万円を見込み、12.5%の増加となりました。

繰入金では、8.3%増の7億2,766万4,000円となりましたが、基金繰入金の内訳としましては、花火大会や産業祭など町のイベントに充てるため、ふるさと創生基金から2,370万円、その他協働によるまちづくり基金から85万円、教育振興基金から100万円などを繰り入れるとともに、不足する財源の確保として財政調整基金から7億円を繰り入れ、収支の均衡を図りました。

町債では、交付税の一部振替による臨時財政対策債に6億円を計上するほか、道の駅玉村宿駐車場拡張事業に2,100万円、町道103号線をはじめとする道路網整備に1億6,240万円、上陽分団詰所建設事業に270万円、社会体育館長寿命化改修事業に3億3,750万円など、町債全体では105.6%増と大幅に増加し、11億2,360万円を見込みました。

なお、歳入の性質別内訳については、コロナ禍に伴う町税収入の減収等により、自主財源全体では3.3%減少し、予算総額に対する構成比は49.0%となりました。一方、依存財源では、地方交付税をはじめ国・県支出金や町債の増加により、全体で20.0%増加し、構成比は51.0%となりました。

以上、本町の財政状況は、社会保障関連経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、コロナ禍による税収等の落ち込みにより、一層厳しい状況が続くと予想されます。

したがいまして、今後も引き続き本町が将来にわたって持続的に発展し続けていけるよう、ポストコロナの新たな時代に向けて「未来に希望をつなぐ町づくり」を推進し、健全で持続可能な行財政運営に努めていく所存でございます。

次に、議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,117万9,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、1.9%の減となっております。減額の主な要因としましては、群馬県に納付する国民健康保険事業費納付金の減少でございます。群馬県に確認したところ、納付金の算定に関し、算定基礎となる医療給付費の集計期間が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の期間と一部重複したことにより、外出自粛による受診控えの傾向が見られたことに伴い、医療給付費が例年に比べ群馬県全体として減少傾向となったため、納付金総額も減少となっております。医療給付費に関しましては、前年度予算額に比べ微増となっておりますが、3月補正予算を含めた前年度予算額と比べますと、保険給付費全体としては減額となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が7億4,492万4,000円、県支出金が23億7,932万2,000円、繰入金が2億4,753万6,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が23億5,068万7,000円、国民健康保険事業費納付金が9億6,492万円、保健事業費が3,768万5,000円であります。

被保険者数は減少傾向にあります。1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。医療費増加の要因の一つとしては、生活習慣病が挙げられます。国保特定健診につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、集団健診の日程変更や受診控えなどにより受診者数は減少してしまいましたが、感染予防対策を徹底し、安心して受診していただけるよう取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るため適切な収納対策に取り組み、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,911万円とするものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し、4.1%の増加であります。主な要因としては、高齢化による被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険料が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料2億5,010万5,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金6,620万2,000円、受託事業収入1,596万2,000円あります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金3億1,630万9,000円、健康診査等事業費1,679万5,000円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携を取りながら円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,892万5,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと、3.4%の増となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億6,908万円、国庫支出金4億8,898万6,000円、支払基金交付金6億7,435万4,000円、県支出金3億6,943万1,000円、一般会計からの繰入金3億8,686万4,000円です。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,998万円、保険給付費23億9,521万9,000円、地域支援事業費1億6,251万6,000円です。総務費につきましては、計画策定事業等の完了に伴い、対前年度比14.2%の減となっておりますが、介護サービス量の増加に伴い、保険給付費は4.2%の増となっております。地域支援事業費につきましては、3%の減額となりました。

なお、令和3年度は「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の初年度となります。本計画では、令和3年度から5年度までの3か年計画として策定し、また団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた長期的な視点による展望も示しています。

平成12年に開始し、20年が経過した介護保険制度ですが、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきた一方で、要介護認定者の増加や介護サービスへの需要の高まりが想定されます。それらを加味しつつ新たにスタートする本計画の下、介護保険特別会計を適正に運営し、自立支援・重度化防止に取り組むほか、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの深化を図り、認知症や重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

次に、議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ448万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、「要支援1・2」と認定された方及び「総合事業対象者」に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入176万6,000円、一般会計繰入金等272万3,000円でございます。

続きまして、歳出について主なものとしたしましては、介護支援専門員の人件費やシステム機器使

用料など総務管理費等 2 1 7 万 3, 0 0 0 円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が 2 2 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

次に、議案第 2 3 号 令和 3 年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和 3 年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を 1 万 7, 4 4 7 件、年間総配水量を 4 8 5 万 6, 0 0 0 立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で 5 億 9, 7 4 8 万 6, 0 0 0 円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が 5 億 6, 9 5 1 万 4, 0 0 0 円、営業外収益が 2, 7 9 7 万 1, 0 0 0 円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5 億 4, 5 2 3 万 5, 0 0 0 円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が 5 億 5 1 2 万 4, 0 0 0 円、借入金利子等の営業外費用が 3, 4 9 1 万 1, 0 0 0 円でございます。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては 1 億 1, 1 5 0 万 1, 0 0 0 円を予定いたしました。その主なものは企業債が 1 億円でございます。

続いて、資本的支出は 3 億 2, 0 5 7 万 7, 0 0 0 円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の 1 億 7, 7 6 6 万 4, 0 0 0 円と企業債償還金の 1 億 3, 9 1 8 万 2, 0 0 0 円でございます。建設改良費の内訳は、水道施設整備工事費の 1 億 4, 0 0 0 万円と設計委託料の 3, 7 6 6 万 4, 0 0 0 円でございます。

なお、資本的収支において不足する 2 億 9 0 7 万 6, 0 0 0 円は、当年度分の損益勘定留保資金、当年度及び過年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分の建設改良積立金及び減債積立金で補填する予定でございます。

次に、第 5 条で企業債の限度額を 1 億円と定め、第 6 条では一時借入金の限度額を 5, 0 0 0 万円と定め、第 7 条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として収益的支出及び資本的支出における各項間の流用について定め、第 8 条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を 3, 1 5 0 万 4, 0 0 0 円、交際費を 1 万円と定め、第 9 条では棚卸資産購入限度額を 4 1 0 万 4, 0 0 0 円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

次に、議案第 2 4 号 令和 3 年度玉村町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

当町の下水道事業は、令和 2 年 4 月から発生主義による公営企業会計に移行しており、令和 3 年度は移行 2 年目に当たります。

まず、令和 3 年度の業務の予定量でございますが、年度末整備済面積として 7 5 3 ヘクタール、年間有収水量を 2 6 5 万 2, 0 0 0 立方メートル、主要な建設改良事業として管渠整備工事費 5 億 5 5 0 万円を第 2 条に定めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で7億7,417万9,000円としました。主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億2,365万円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億5,052万8,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、7億2,891万円を予定いたしました。主なものは、営業費用が6億1,647万円、企業債利子等の営業外費用が1億983万9,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては7億7,770万円としました。主なものは、企業債の5億4,160万円、補助金の1億5,600万円でございます。

続いて、資本的支出は10億5,871万3,000円を予定いたしました。主なものは、建設改良費の5億8,887万4,000円及び企業債償還金の4億6,938万8,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する額2億8,101万3,000円は、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填する予定でございます。

次に、第5条では企業債の限度額を5億4,160万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を5,255万4,000円と定め、第9条では、他会計からの補助金として、一般会計からの基準外繰入金を1億2,330万7,000円と定めるものでございます。

最後になりますが、公共下水道の整備は、町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要施策であります。本町は町全域が下水道整備の計画区域となりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により、経営の健全化を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第25、議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 一般会計予算で総額117億円ということで、対前年度比7.3%増ということでした。最近になりまして、ほかの市町村においても今年度の予算が提出されておりますが、一

番高いところで前橋市の8.3%という数字がございました。そちらも新型コロナウイルス感染症に関連して金融機関への預託金を除くと0.6%増ということで、玉村町の7.3%増というのは極めて高い数字だと思います。この数字を最近いろんなところで発表になっていますが、そういう数字を聞いた上で今回の予算は相当積極的な予算だと思いますが、印象と町長の覚悟をお伺いしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今回減収が予想される中、そしてまたコロナ禍で厳しい中でこのような形の予算になったということですが、主に、例えばやはり健康で、みんなが、1人1スポーツではないけれども、そういった形で健康を維持するための施策としての、もう非常に老朽化して、非常に使い勝手が悪くなっている例えば体育館の大改修、そういったものとはもすればもっと遅らせてもいいのではないかという議論もあるかもしれませんが、逆に、これまでいろいろ計画してきたことであり、そしてまた、やっぱり健康というものは非常に大事なことでありますので、そういったものに対してまず確保しているということでもあります。

また、いろいろやっていますけれども、やはり税金を生み出すための北部産業団地、あそこに対してもやはり投資的なものを行った上で将来の税収入を見込んでいく。それから、今ちょっとコロナ禍で厳しい局面にもあるのですけれども、正常化すれば道の駅は非常に大きなたくさんの交流人口がありますので、それに伴う用地確保ということで、今回南にやりますけれども、土地を取得しますけれども、そういった積極的予算をしながら、しかしコロナ対策で住民の安全、そして町内経済を元気にさせていく。そしてまた、子育てが環境が非常に厳しい中、どうも玉村町の出生率が相当低くなってしまっている。それに対して、やはりどんな形で応援していくか。それが、今回は例えば、結婚するときの施策というのではないけれども、アパートとかそういった施策に予算を組んで、それで結婚して、コウノトリといいますか、不妊の治療というか、病院に通う、そういったものも予算は補助を開始していますし、それから今度は陣痛タクシーといいますか、そういうものにも。そして生まれれば5万円の支給で応援していく。そして、それが2子目であれば、それこそまた無償化にということで、本当に苦しい中でも、子育て支援というのはすぐ目に見える結果は出ませんが、それは中期的には必ず玉村町の元気な子育て環境を保障するものとして、それで今言った全体のものが、人口増加に結びつく施策だと思っていますので、借入れももちろんありますけれども、計画的に返済していく予定にもなっていますので、そこは自信を持っています。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 本年度は新型コロナウイルス禍の異例の財政の運営であったかと思わ

れます。この異例が何年も続くとは信じられないわけでありますけれども、今このときを乗り越えていかななくてはならない。しかし、反面、今年度の落ち込んだ経済は確実に来年度に持ち越されていくわけですね。大変厳しい状態かと思えます。

そこで、この予算書を見ましても、本年度、令和2年度が町税は45億6,500万円ほど、そして令和3年度は44億円ということで計上されております。しかし、大変、もう少し厳しい状態ではないかなというふうに思います。今年度のものが来年度にそれは反映されていくわけで、最終的には町税はどれほど減収になっていくかお尋ねします。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 来年度の税収のことにつきましては、今年度の状況を見ながら予算も立てているわけでございますけれども、その数字につきましては、個人の町民税等につきましては前年度の所得に応じて予算を立てるということで、そちらにつきましては税務署等に令和2年度分の所得の状況等を確認しながら、個人町民税につきましては予算を立てたような状況になっております。

また、法人町民税につきましては、企業によってはそれほど落ち込んでいない企業もあるかと思うのですが、多くの企業が大幅業績がよくないということもありますので、ただ現実的に幾らぐらいかという数値については、ちょっと見込みが立っていないような状況でございます。県のほうで数値を出したものもありますので、そういうものを参考にしたり、あとは国のほうで地方財政計画とかというような数値もありまして、そういうものを参考にしながら、令和3年度の法人町民税についてはそういう数値を出しているような状況です。

また、固定資産税につきましては、中小企業の軽減措置等が令和3年度には行われるということで、そういうものを反映させた中で数値を出しているような状況で、具体的な数値については、はっきりした数値は出せていない状況でして、財政と協議をしながら新年度予算のほうは数値のほうを決めているような状況になっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第26、議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第27、議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第28、議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第29、議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第30、議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第31、議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、令和3年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

日程第25、議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算から日程第31、議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第18号から日程第31、議案第24号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第32 議案第25号 町道路線の廃止について

◇議長（三友美恵子君） 日程第32、議案第25号 町道路線の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第25号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

主な内容は、文化センター周辺区画整理事業に伴い、線形変更された町道を廃止するものです。路線数5路線、延長1,171.10メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第33 議案第26号 町道路線の認定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第33、議案第26号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第26号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、一部廃止された町道の再認定のほか、文化センター周辺区画整理事業において造成された道路を新規認定するものでございます。今回の認定路線数は18路線、延長3,388.49メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第34 議案第27号 町の区域内の字区域の変更について

◇議長（三友美恵子君） 日程第34、議案第27号 町の区域内の字区域の変更について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第27号 町の区域内の字区域の変更についてご説明申し上げます。

文化センター周辺地区の土地区画整理事業の施工区域については、下新田、上飯島、福島の大字がございます。そのため、同じ区域の子供たちが同じ小学校、同じ中学校に通えるようにするため、区画整理の換地処分により、大字下新田、上飯島の一部の区域を大字福島に変更するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 35 議案第 28 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 35、議案第 28 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 28 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、令和 3 年 4 月 1 日から館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組規約別表第 2 の 5 項にある地方公務員災害補償法による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を開始するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第36 議案第29号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

◇議長（三友美恵子君） 日程第36、議案第29号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第29号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和3年4月1日から沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入するに当たり、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第37 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（三友美恵子君） 日程第37、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成30年4月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております富田孝行様におかれましては、本年3月31日をもって3年の任期が満了となります。本案は、その後任者を選任するため提案させていただくものでございますが、これまでの経験等を考慮し、引き続き富田様を選任いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

富田様は、人格はもちろんのこと、農業委員なども歴任され、知識が豊富で、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○散 会

◇議長（三友美恵子君） 議事の都合により、3月4日から8日までの5日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月9日は、午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後3時16分散会